

改革項目: ㊤就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組む  
 ㊤生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化  
 ㊤平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせた年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、制度全般について予断なく検討し、必要な見直し

KPIの状況

KPI	目標値 (達成時期)	計画開始時の 直近の数値 (時点)	KPIの進捗		
			実績値(時点)	進捗 割合	進捗状況・今後の対応
就労支援事業等の参加率	60% (2018年度)	35.8% (2015年度)	—	N	2016年度の数値について集計中。(2017年末を目途にとりまとめ予定) 今後も、社会保障審議会生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度部会における議論の結果等を踏まえ、就労支援を着実に実施する。
医療扶助の適正化に向けた自治体における後発医薬品使用促進計画の策定率	100% (毎年度)	—	99.88% (2016年度)	B	2016年度において1自治体を除く全自治体が策定しており、2017年度の数値について集計中。(2017年度末を目途にとりまとめ予定) 今後も、社会保障審議会生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度部会における議論の結果等を踏まえ、更に後発医薬品の使用促進に取り組む予定。
頻回受診対策を実施する自治体	100% (毎年度)	—	100% (2016年度)	A	2016年度において、全自治体が頻回受診対策を実施しており、2017年度の数値について集計中(2017年度末を目途にとりまとめ予定) 今後も、上記部会における議論の結果等を踏まえ、更に頻回受診対策に取り組む予定。
就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合	50% (2018年度)	45.0% (2015年度)	—	N	2016年度の数値について集計中(2017年末を目途にとりまとめ予定) 今後も、上記部会における議論の結果等を踏まえ、就労支援を着実に実施する。
「その他世帯」の就労率(就労者のいる世帯の割合)	45% (2018年度)	35.5% (2015年度)	—	N	2016年度の数値について集計中(2017年11月を目途にとりまとめ予定) 今後も、上記部会における議論の結果等を踏まえ、就労支援を着実に実施する。
就労支援事業等を通じた脱却率	見える化	8.3% (2015年度)	—		2016年度の数値について集計中(2017年末を目途にとりまとめ予定)
就労支援事業等の自治体ごとの取組状況	見える化	①保護の実施機関が就労可能と判断する被保護者のうち、就労支援事業等に参加した者の割合 35.8% (2015年度) ②就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合 45.0% (2015年度)	—		2016年度の数値について集計中(2017年末を目途にとりまとめ予定)
「その他世帯」の就労率等の自治体ごとの状況	見える化	①「その他世帯」のうち、就労者のいる世帯の割合 35.5% (2015年度) ②「その他世帯」の廃止理由のうち収入の増加により生活保護が廃止となった世帯の割合 36.3% (2015年度)	—		2016年度の数値について集計中(2017年11月を目途にとりまとめ予定)

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
	～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018年度					
生活保護等	<p>《厚生労働省》</p> <p>通常国会</p> <p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p>							
	<p>＜④就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組む＞</p> <p>＜④生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化＞</p> <p>＜④平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせた年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、制度全般について予断なく検討し、必要な見直し＞</p>					<p>就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに50%】</p> <p>「その他世帯」の就労率(就労者のいる世帯の割合)【2018年度までに45%】</p> <p>就労支援事業等を通じた脱却率【見える化】</p> <p>就労支援事業等の自治体ごとの取組状況【見える化】</p>	<p>就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに50%】</p> <p>「その他世帯」の就労率(就労者のいる世帯の割合)【2018年度までに45%】</p> <p>就労支援事業等を通じた脱却率【見える化】</p> <p>就労支援事業等の自治体ごとの取組状況【見える化】</p>	
	<p>生活保護受給者の後発医薬品の使用割合について、2017年央までに75%とするともに、2017年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する</p>					<p>就労支援事業等の参加率【2018年度までに60%】</p>	<p>「その他世帯」の就労率等の自治体ごとの状況【見える化】</p> <p>生活保護受給者の後発医薬品の使用割合【2017年央までに75%。2017年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する】</p>	<p>「その他世帯」の就労率等の自治体ごとの状況【見える化】</p> <p>生活保護受給者の後発医薬品の使用割合【2017年央までに75%。2017年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する】</p>
	<p>頻回受診等に係る適正受診指導の徹底等による医療扶助の適正化を推進</p>					<p>医療扶助の適正化に向けた自治体における後発医薬品使用促進計画の策定率【100%】</p>	<p>頻回受診に対する適正受診指導による改善者数割合【2018年度において2014年度比2割以上の改善】</p> <p>生活保護受給者一人当たり医療扶助の地域差【見える化】</p> <p>後発医薬品の使用割合の地域差【見える化】</p>	<p>頻回受診に対する適正受診指導による改善者数割合【2018年度において2014年度比2割以上の改善】</p> <p>生活保護受給者一人当たり医療扶助の地域差【見える化】</p> <p>後発医薬品の使用割合の地域差【見える化】</p>
	<p>生活保護受給者に対する健康管理支援の在り方を検討</p> <p>生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進</p> <p>2017年度の次期生活扶助基準の検証に合わせ、自立支援の推進等の観点から、生活保護制度全般について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む)</p>					<p>頻回受診対策を実施する自治体【100%】</p>		

改革項目: ㊦就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組む

㊦生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化

㊦平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせた年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえ、真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、制度全般について予断なく検討し、必要な見直し

## KPIの状況

KPI	目標値 (達成時期)	計画開始時の 直近の数値 (時点)	KPIの進捗		
			実績値(時点)	進捗 割合	進捗状況・今後の対応
生活保護受給者の後発 医薬品の使用割合	75%(2017年 央) 80%以上とする 時期について、2018年度と することを基本 として、具体的 に決定	63.8% (2015年6月審 査分)	69.3% (2016年6月審 査分)	B	着実に使用割合は伸びており、2017 年6月の数値について集計中(2018 年1月を目途にとりまとめ予定) 今後も、社会保障審議会生活困窮 者自立支援制度及び生活保護制度 部会における議論の結果等を踏まえ、 更に後発医薬品の使用促進に取り 組む予定。
頻回受診者に対する適 正受診指導による改善 者数割合	2014年度比2 割以上の割合 (2018年度)	45.2% (2015年度)	—	N	2016年度の数値について集計中 (2017年11月を目途にとりまとめ予 定) 今後も、上記部会における議論の結 果等を踏まえ、更に頻回受診対策に 取り組む予定。
生活保護受給者一人当 たり医療扶助の地域差	見える化	5.9万円/人 (一ヶ月) (2015年度)	—		2016年度の数値について集計中 (2017年11月を目途にとりまとめ予 定)
後発医薬品の使用割合 の地域差	見える化	(全国使用割 合) 63.8% (2015年6月審 査分)	(全国使用割 合) 69.3% (2016年6月審 査分)		全国の使用割合は上昇しており、 2017年6月の数値について集計中 (2018年1月を目途にとりまとめ予 定)

経済・財政再生計画 改革工程表

		集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度		2018年度				
生活保護等	<p>《厚生労働省》</p> <p>通常国会</p> <p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p>								
	<p>＜④生活困窮者自立支援制度の着実な推進＞</p> <p>生活困窮者自立支援制度や求職者支援制度を効率的・効果的に運営する中で、就労・増収等を通じた自立を促進するため、地方自治体等において対象者の状態に合わせて適切に求職者支援制度の利用を促す</p> <p>2017年度の次期生活保護制度の在り方の検討に合わせ、第2のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度の在り方について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む)</p> <p>＜④雇用保険の国庫負担の当面の在り方の検討＞</p> <p>「アベノミクスの成果等により、雇用情勢が安定的に推移していること等を踏まえ、雇用保険料や国庫負担の時限的な引下げ等について、必要な検討を経て、成案を得、平成29年度(2017年度)から実現する」とした</p> <p>2017年度から2019年度までの3年間に限り、雇用保険の保険料率を2/1,000引き下げ、国庫負担を本来負担すべき額の10%に相当する額とする法案を、2017年通常国会に提出する</p>								
								<p>自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数【2018年度までに40万件】</p> <p>自立生活のためのプラン作成件数【2018年度までに年間新規相談件数の50%】</p> <p>自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数【2018年度までにプラン作成件数の60%】</p> <p>自立相談支援機関が他機関・制度へつないだ(連絡・調整や同行等)件数【見える化】</p>	<p>就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに75%】</p> <p>継続的支援対象者の1年間でのステップアップ率(※)【2018年度までに90%】</p> <p>(※)「自立意欲等」「経済的困窮」「就労」に関する状況が改善している者の割合</p> <p>生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数増加効果【見える化】</p> <p>任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施状況【見える化】</p>

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	2018年以降の取組
生活困窮者自立支援制度や求職者支援制度の効率的・効果的運用等	生活困窮者自立支援制度の運用の場面において、支援対象者の状態像に応じたコーディネートを行う一環として、求職者支援制度の活用を行っている。 その活用の徹底を図るため、「生活困窮者自立支援法の施行に当たっての自治体と公共職業安定所との連携について」(平成27年9月30日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長事務連絡)を発出し、自立相談支援機関において求職者支援訓練の利用が見込まれる者に対し公共職業安定所への紹介・案内を通知している。	引き続き、生活困窮者自立支援制度の効率的・効果的運用の推進を図るとともに、支援対象者の状態像に応じて求職者支援制度の活用が図られるよう、両制度の連携強化に努める。
生活困窮者自立支援制度の在り方についての検討	昨年度取りまとめた「生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理」(平成29年3月17日生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会)の内容等を踏まえ、本年5月より、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会を開催している。	社会保障審議会生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度部会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる。(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む)
雇用保険の国庫負担の当面の在り方の検討	2017年度から2019年度までの3年間に限り、雇用保険の保険料率を2/1,000引き下げ、国庫負担を本来負担すべき額の10%に相当する額とする雇用保険法等の一部を改正する法律案を、2017年通常国会に提出し、同年3月に成立後、同年4月から施行された。	2019年度まで雇用保険の保険料率を2/1,000引き下げ、国庫負担を本来負担すべき額の10%に相当する額とする。

経済・財政再生計画 改革工程表

		集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度		2018年度				
生活保護等	<p>《厚生労働省》</p> <p>通常国会</p> <p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p>								
	<p>＜④生活困窮者自立支援制度の着実な推進＞</p> <p>生活困窮者自立支援制度や求職者支援制度を効率的・効果的に運営する中で、就労・増収等を通じた自立を促進するため、地方自治体等において対象者の状態に合わせて適切に求職者支援制度の利用を促す</p> <p>2017年度の次期生活保護制度の在り方の検討に合わせ、第2のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度の在り方について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む)</p> <p>＜④雇用保険の国庫負担の当面の在り方の検討＞</p> <p>「アベノミクスの成果等により、雇用情勢が安定的に推移していること等を踏まえ、雇用保険料や国庫負担の時限的な引下げ等について、必要な検討を経て、成案を得、平成29年度(2017年度)から実現する」とした</p> <p>2017年度から2019年度までの3年間に限り、雇用保険の保険料率を2/1,000引き下げ、国庫負担を本来負担すべき額の10%に相当する額とする法案を、2017年通常国会に提出する</p>								
								<p>自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数【2018年度までに40万件】</p> <p>自立生活のためのプラン作成件数【2018年度までに年間新規相談件数の50%】</p> <p>自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数【2018年度までにプラン作成件数の60%】</p> <p>自立相談支援機関が他機関・制度へつないだ(連絡・調整や同行等)件数【見える化】</p>	<p>就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに75%】</p> <p>継続的支援対象者の1年間でのステップアップ率(※)【2018年度までに90%】</p> <p>(※)「自立意欲等」「経済的困窮」「就労」に関する状況が改善している者の割合</p> <p>生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数増加効果【見える化】</p> <p>任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施状況【見える化】</p>

改革項目: ㊸生活困窮者自立支援制度の着実な推進  
 ㊹雇用保険の国庫負担の当面の在り方の検討

KPIの状況

KPI	目標値 (達成時期)	計画開始時の 直近の数値 (時点)	KPIの進捗		
			実績値(時点)	進捗 割合	進捗状況・今後の対応
自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数	40万件 (2018年度)	226,411件 (2016年3月末)	222,426件 (2017年3月末)	B	2017年度の数値は2018年5～6月頃に把握。自立相談支援事業の周知徹底を図るとともに、関係機関から自立相談支援事業につないでもらえるよう関係機関の制度等に対する理解促進を図る。
自立生活のためのプラン作成件数	年間新規相談 件数の50% (2018年度)	24.5% (2016年3月末)	30.0% (2017年3月末)	B	2017年度の数値は2018年5～6月頃に把握。上記関係機関の制度等に対する理解促進を図ることにより、自立相談支援事業の新規相談件数を増やしていくとともに、定期的に実施状況の確認を行いつつ、課題等がある場合には、運用上、必要な対応を検討する。
自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数	プラン作成件数 の60% (2018年度)	50.8% (2016年3月末)	47.8% (2017年3月末)	B	2017年度の数値は2018年5～6月頃に把握。上記関係機関の制度等に対する理解促進を図ることにより、自立相談支援事業の新規相談件数を増やしていくとともに、定期的に実施状況の確認を行いつつ、課題等がある場合には、運用上、必要な対応を検討する。
自立相談支援機関が他機関・制度へつないだ(連絡・調整や同行等)件数	見える化	-	5,278件 (2016年5月)		2017年度の数値は2018年7～8月頃に把握。
就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合	75% (2018年度)	-	71.0% (2017年3月末)	A	2017年度の数値は2018年5～6月頃に把握。引き続き、自立相談支援事業におけるアセスメントにより対象像に応じた就労支援メニューにつなげていくとともに、就労準備支援事業等の着実な実施により、一般就労への移行を促進する。
継続的支援者対象者の1年間でのステップアップ率 ※「自立意欲等」、「経済的困窮」、「就労」に関する状況が改善している者の割合	90% (2018年度)	-	67.2% (2017年6月末)	A	2017年度の数値は2018年5～6月頃に把握。複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、自立相談支援事業を中心に、就労準備支援事業や家計相談支援事業等を効果的に用いた伴走型支援を行うことにより、左記ステップアップ率の向上を図っていく。

< 続 >

経済・財政再生計画 改革工程表

		集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度		2018年度				
生活保護等	<p>《厚生労働省》</p> <p>通常国会</p> <p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p>								
	<p>＜④生活困窮者自立支援制度の着実な推進＞</p> <p>生活困窮者自立支援制度や求職者支援制度を効率的・効果的に運営する中で、就労・増収等を通じた自立を促進するため、地方自治体等において対象者の状態に合わせて適切に求職者支援制度の利用を促す</p> <p>2017年度の次期生活保護制度の在り方の検討に合わせ、第2のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度の在り方について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む)</p> <p>＜④雇用保険の国庫負担の当面の在り方の検討＞</p> <p>「アベノミクスの成果等により、雇用情勢が安定的に推移していること等を踏まえ、雇用保険料や国庫負担の時限的な引下げ等について、必要な検討を経て、成案を得、平成29年度(2017年度)から実現する」とした</p> <p>2017年度から2019年度までの3年間に限り、雇用保険の保険料率を2/1,000引き下げ、国庫負担を本来負担すべき額の10%に相当する額とする法案を、2017年通常国会に提出する</p>								
								<p>自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数【2018年度までに40万件】</p> <p>自立生活のためのプラン作成件数【2018年度までに年間新規相談件数の50%】</p> <p>自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数【2018年度までにプラン作成件数の60%】</p> <p>自立相談支援機関が他機関・制度へつないだ(連絡・調整や同行等)件数【見える化】</p>	<p>就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに75%】</p> <p>継続的支援対象者の1年間でのステップアップ率(※)【2018年度までに90%】</p> <p>(※)「自立意欲等」「経済的困窮」「就労」に関する状況が改善している者の割合</p> <p>生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数増加効果【見える化】</p> <p>任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施状況【見える化】</p>

改革項目: ㊸生活困窮者自立支援制度の着実な推進  
 ㊹雇用保険の国庫負担の当面の在り方の検討

KPIの状況

KPI	目標値 (達成時期)	計画開始時の 直近の数値 (時点)	KPIの進捗		
			実績値(時点)	進捗 割合	進捗状況・今後の対応
生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数増加効果	見える化	①プラン作成支援により就労した者、増収した者(全国計) - ②プランを作成せず他機関につないだ後に就労した者、増収した者(全国計) -	①22,714人 (2017年3月末) ②10,073人 (2017年3月末)		2017年度の数値は2018年5～6月頃に把握。
任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施状況	見える化	(全国実績値割合) ①就労準備支援事業:27% ②家計相談支援事業:22% ③一時生活支援事業:20% ④子どもの学習支援事業:33% ⑤生活保護受給者等就労自立促進事業:82% (2015年度)	別添参照		2017年度の数値は2018年5～6月頃に把握。

別添

改革項目④③：任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施状況（2016年）

(1) 就労準備支援事業 実施割合

全国実施割合 39%

自治体	実施割合
①北海道	44%
②青森県	9%
③岩手県	67%
④宮城県	21%
⑤秋田県	21%
⑥山形県	21%
⑦福島県	6%
⑧茨城県	13%
⑨栃木県	15%
⑩群馬県	29%
⑪埼玉県	47%
⑫千葉県	54%
⑬東京都	35%
⑭神奈川県	36%
⑮新潟県	76%
⑯富山県	42%
⑰石川県	40%
⑱山梨県	21%
⑲長野県	75%
⑳岐阜県	23%
㉑静岡県	46%
㉒愛知県	36%
㉓三重県	50%
㉔滋賀県	71%
㉕京都府	94%
㉖大阪府	71%
㉗兵庫県	43%
㉘奈良県	30%
㉙和歌山県	14%
㉚鳥取県	32%
㉛島根県	16%
㉜岡山県	33%
㉝広島県	17%
㉞徳島県	44%
㉟香川県	44%
㊱愛媛県	8%
㊲高知県	42%
㊳福岡県	28%
㊴佐賀県	27%
㊵長崎県	13%
㊶熊本県	100%
㊷大分県	53%
㊸宮崎県	20%
㊹鹿児島県	32%
㊺沖縄県	50%

(2) 家計相談支援事業 実施割合

全国実施割合 34%

自治体	実施割合
①北海道	25%
②青森県	18%
③岩手県	40%
④宮城県	14%
⑤秋田県	43%
⑥山形県	7%
⑦福島県	21%
⑧茨城県	9%
⑨栃木県	33%
⑩群馬県	8%
⑪埼玉県	27%
⑫千葉県	39%
⑬東京都	30%
⑭神奈川県	30%
⑮新潟県	81%
⑯富山県	36%
⑰石川県	0%
⑱山梨県	10%
⑲長野県	21%
⑳岐阜県	50%
㉑静岡県	45%
㉒愛知県	38%
㉓三重県	28%
㉔滋賀県	75%
㉕京都府	25%
㉖大阪府	21%
㉗兵庫県	13%
㉘奈良県	7%
㉙和歌山県	20%
㉚鳥取県	28%
㉛島根県	42%
㉜岡山県	26%
㉝広島県	30%
㉞徳島県	47%
㉟香川県	44%
㊱愛媛県	22%
㊲高知県	8%
㊳福岡県	58%
㊴佐賀県	52%
㊵長崎県	45%
㊶熊本県	20%
㊷大分県	100%
㊸宮崎県	80%
㊹鹿児島県	20%
㊺沖縄県	9%

(3) 一時生活支援事業 実施割合

全国実施割合 26%

自治体	実施割合
①北海道	17%
②青森県	0%
③岩手県	7%
④宮城県	14%
⑤秋田県	0%
⑥山形県	0%
⑦福島県	0%
⑧茨城県	3%
⑨栃木県	8%
⑩群馬県	12%
⑪埼玉県	11%
⑫千葉県	48%
⑬東京都	15%
⑭神奈川県	5%
⑮新潟県	36%
⑯富山県	0%
⑰石川県	50%
⑱山梨県	71%
⑲長野県	55%
⑳岐阜県	5%
㉑静岡県	50%
㉒愛知県	26%
㉓三重県	6%
㉔滋賀県	29%
㉕京都府	100%
㉖大阪府	100%
㉗兵庫県	57%
㉘奈良県	0%
㉙和歌山県	30%
㉚鳥取県	0%
㉛島根県	11%
㉜岡山県	21%
㉝広島県	13%
㉞徳島県	27%
㉟香川県	0%
㊱愛媛県	100%
㊲高知県	8%
㊳福岡県	10%
㊴佐賀県	0%
㊵長崎県	0%
㊶熊本県	100%
㊷大分県	27%
㊸宮崎県	0%
㊹鹿児島県	14%
㊺沖縄県	67%

(4) 子どもの学習支援事業 実施割合

全国実施割合 47%

自治体	実施割合
①北海道	39%
②青森県	45%
③岩手県	33%
④宮城県	21%
⑤秋田県	21%
⑥山形県	14%
⑦福島県	36%
⑧茨城県	55%
⑨栃木県	87%
⑩群馬県	54%
⑪埼玉県	93%
⑫千葉県	45%
⑬東京都	80%
⑭神奈川県	80%
⑮新潟県	48%
⑯富山県	18%
⑰石川県	92%
⑱山梨県	80%
⑲長野県	43%
⑳岐阜県	35%
㉑静岡県	9%
㉒愛知県	42%
㉓三重県	49%
㉔滋賀県	63%
㉕京都府	86%
㉖大阪府	63%
㉗兵庫県	63%
㉘奈良県	30%
㉙和歌山県	14%
㉚鳥取県	10%
㉛島根県	33%
㉜岡山県	5%
㉝広島県	16%
㉞徳島県	26%
㉟香川県	27%
㊱愛媛県	33%
㊲高知県	25%
㊳福岡県	42%
㊴佐賀県	18%
㊵長崎県	33%
㊶熊本県	100%
㊷大分県	27%
㊸宮崎県	30%
㊹鹿児島県	27%
㊺沖縄県	100%

(5) 生活保護受給者等就労自立促進事業 実施割合

全国実施割合 84%

自治体	実施割合
①北海道	100%
②青森県	94%
③岩手県	100%
④宮城県	60%
⑤秋田県	100%
⑥山形県	65%
⑦福島県	69%
⑧茨城県	100%
⑨栃木県	4%
⑩群馬県	65%
⑪埼玉県	92%
⑫千葉県	81%
⑬東京都	81%
⑭神奈川県	78%
⑮新潟県	59%
⑯富山県	100%
⑰石川県	47%
⑱山梨県	77%
⑲長野県	63%
⑳岐阜県	86%
㉑静岡県	72%
㉒愛知県	94%
㉓三重県	93%
㉔滋賀県	73%
㉕京都府	65%
㉖大阪府	84%
㉗兵庫県	80%
㉘奈良県	53%
㉙和歌山県	100%
㉚鳥取県	100%
㉛島根県	3%
㉜岡山県	93%
㉝広島県	93%
㉞徳島県	100%
㉟香川県	55%
㊱愛媛県	40%
㊲高知県	25%
㊳福岡県	88%
㊴佐賀県	87%
㊵長崎県	76%
㊶熊本県	93%
㊷大分県	100%
㊸宮崎県	100%
㊹鹿児島県	82%
㊺沖縄県	75%

※(5)の実施割合とは、ハローワーク常設窓口の設置箇所及び巡回相談の実施箇所の合計を、福祉事務所の数で割ったもの。

81